

## 新居浜市花いっぱいのもちづくり事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市民等との協働による花いっぱいのもちづくりを推進するため、自治会、団体、学校、企業等（以下「団体等」という。）が実施主体となり、個人及び団体等から協賛又は協力を得て、プランター及び花壇等（以下「プランター等」という。）に草花を植栽し維持管理する新居浜市花いっぱいのもちづくり事業について、その実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) フラワーパートナー 本市との「花いっぱいのもちづくり協定」の締結により、プランター等の草花の植え付け、水やり及び除草等の維持管理作業の実施主体となる団体等をいう。
- (2) 企業版フラワーパートナー フラワーパートナーのうち、実施主体が第4条に規定する企業の場合をいう。
- (3) フラワー応援団 フラワースポンサー及びフラワーサポーターをいう。
- (4) フラワースポンサー プランター等の維持管理費として協賛金を支払う個人及び団体等をいう。
- (5) フラワーサポーター フラワーパートナーが実施するプランター等の維持管理作業のサポートを行う個人及び団体等をいう。

### (フラワーパートナーの対象)

第3条 フラワーパートナーの対象は、団体等とする。ただし、次のいずれかに該当するものは除く。

- (1) 政治的又は宗教的活動を主たる目的とする団体等
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団の構成員によるものであると認めるに足りる相当の理由のある団体等
- (3) その他、市長が適当でないと認める団体等

### (企業版フラワーパートナーの対象)

第4条 企業版フラワーパートナーの対象は、次のいずれも満たす企業とする。

- (1) 本市の主要な公共道路に面する場所に事業所を持つ企業
- (2) プランターの場合は5個以上、路地植えの場合は1㎡以上に年1回または年2回、花苗の植え付けを実施し、維持管理を行うことができる企業
- (3) 事業所の敷地内かつ道路から見える場所にプランター等を設置することができる企業（占有許可の取れた道路も可能とする。）

(企業版フラワーパートナーの協力内容)

第5条 市長は企業版フラワーパートナーに対し、予算の範囲内で、花苗、用土及びプランターを支給するものとする。

(企業版フラワーパートナーの報告)

第6条 企業版フラワーパートナーは市長に対し、花苗植栽(設置)前後の写真を提出するものとする。

(フラワー応援団の対象)

第7条 フラワー応援団の対象は、個人及び団体等とする。ただし、次のいずれかに該当するものは除く。

(1) 政治的又は宗教的活動を主たる目的とする団体等

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団の構成員によるものであると認めるに足りる相当の理由のある団体等

(3) その他、市長が適当でないと認める個人及び団体等

(フラワースポンサーの協賛内容)

第8条 フラワースポンサーの協賛内容は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 協賛期間は、4月から翌年3月までの1年間とする。

(2) 協賛金の額は、一口1万円とし、10万円以上の場合、企業版ふるさと納税(地方創生応援税制)とすることができる。

(3) 協賛の口数に制限は設けない。

(4) 年度途中で協賛の申込みがあった場合の協賛期間は、申込みのあった翌々月1日から当該年度末までとし、協賛金は月割り(50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げるものとする。)とすることができる。この場合における以後の更新については、第1号の規定を準用する。

(5) 既納の協賛金は、返還しない。

(6) 市長は、フラワースポンサー名を市のホームページ等で広く紹介する。

(フラワーサポーターがサポートする維持管理作業の内容)

第9条 フラワーサポーターがサポートする維持管理作業の内容は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 維持管理作業の期間は、4月から翌年3月までの1年間とする。

(2) 維持管理作業は、フラワーパートナーが実施する草花の植え付け、水やり及び除草等を基本とし、フラワーパートナーと協議の上、決定するものとする。

(フラワー応援団の決定等)

第10条 フラワー応援団の申込みがあった場合は、第4条の規定に基づいて審査し、結果を申込者に通知する。

2 フラワー応援団の募集の方法については、市長が別に定める。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、新居浜市花いっぱいのもちづくり事業の実施に関し必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。